

最終警告書

以前、(株)CCSより商品を、通信販売にてご購入された際の、商品代金の入金確認が、平成20年2月1日現在、未だなされておられません。貴殿より商品の発注、ご購入をされたにも関わらず、一向に(株)CCSに対しご連絡煮きため、平成20年2月2日をもちまして、当方、恵比寿合同法律事務所が、(株)CCSのご依頼により、法定代理人として担当させていただくこととなりました。

今後は、当事者間での解決が見込めないため、民事訴訟法に基づき、民事訴訟手続きを行わせていただきます。

なお、以下の裁判執行予定日まで、当方にご連絡なき場合、未納金請求事件とし、指定簡易裁判所より、口頭弁論通知書の送付後、出廷となり、当方の主張が全面的に受理され、口頭弁論を開廷させていただきます。

その後、貴殿の給料等の差し押さえ、不動産、動産物等の財産の差し押さえを、裁判所執行役員立会いの下、強制執行いたします。

以上をもちまして、最終警告とさせていただきます。

貴方様に、話し合いによる解決のご意思がお有りであれば、大至急、下記法律事務所へご連絡ください。

訴訟移行予定日 平成20年2月25日

(依頼主) (株)CCS

代表 坂田 徹

東京都千代田区麴町1-36-7

TEL 03-3980-2290

(法廷代理人) 恵比寿合同法律事務所

担当 落合 雅夫

東京都渋谷区東3-25-3

TEL 03-5951-9399